

市第 125 号議案

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部改正

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和  
31年 8 月横浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬の減額）

第 7 条 月額報酬を受けると特別職職員が疾病その他によりその職  
責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬  
の全部又は一部を支給しないことができる。

2 前項の規定により報酬の一部を支給しない場合においては、そ  
の月分の報酬の額に、その職責を果たすことができないと認めら  
れた日数から日曜日の日数を差し引いた日数をその月の初日（月  
の中途においてその職に就いた場合にあつては、その職に就いた  
日）からその月の末日（月の中途においてその職を失った場合に  
あつては、その職を失った日）までの日数から日曜日の日数を差  
し引いた日数で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を、  
その月分の報酬の額から減額する。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

月額報酬を受ける特別職職員が疾病その他によりその職責を果たすことができないと認められる場合に、その月分の報酬の全部又は一部を支給しないことができることとするため、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条

## 例（抜粋）

$$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現 行}} \right)$$
（報酬の減額）

第7条 月額の報酬を受ける特別職職員が疾病その他によりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 前項の規定により報酬の一部を支給しない場合においては、その月分の報酬の額に、その職責を果たすことができないと認められた日数から日曜日の日数を差し引いた日数をその月の初日（月の中途においてその職に就いた場合にあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を失った場合にあつては、その職を失った日）までの日数から日曜日の日数を差し引いた日数で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を、その月分の報酬の額から減額する。

## （費用弁償）

第8条 （本文省略）  
第7条